

## ○富良野市新庁舎建設検討委員会設置条例

平成30年 6 月29日 条例第22号

## 富良野市新庁舎建設検討委員会設置条例

(設置)

**第1条** 本市の新庁舎建設に関し必要な事項を調査審議するため、富良野市新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 新庁舎建設の基本計画に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会の委員は、21人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市内の各種団体の推薦を受けた者
- (4) 市民（公募による。）
- (5) 部長職にある者のうち市長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、第2条の規定による最終的な答申が終了した日までとする。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

**第7条** 委員長は、委員会の議論に資することを目的として、部会を設置することができる。

- 2 部会の構成及び運営等に必要な事項は別に定める。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。